

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会事務局 学校給食センター	
契約締結年月日	令和6年 4月 1日	
業 務 名	産業廃棄物収集運搬及び処理業務	
業 務 の 概 要	給食センター事業系ごみ（産業廃棄物）の収集運搬及び処理	
契約金額（税込）	1Kg 当たり 300円（予定金額627,000円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	大昭工業株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び契約相手方の選定理由	長期継続契約の準備行為に必要な期間を契約期間とする短期の契約を締結したいが、給食センターとして区切りの良い2学期開始（8月31日）までを契約期間とすると、尾張旭市契約規則第25条に定める金額の範囲を超え、入札案件になってしまう。短期間の契約のために、入札事務を行うのは煩雑であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。令和5年度の契約者である大昭工業株式会社を選定した。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局 学校給食センターです。